

令和5年3月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年3月20日(月)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時35分

2. 開催場所 鳥栖市役所2階会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

5番 田代英毅 委員 6番 中島俊男 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積計画について	20件
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
議案第6号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部修正について	
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	8件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 高田 千津子

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年3月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番、〇〇〇〇委員と議席番号6番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほう、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

まず初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、7筆でございます。

議案第1号、番号1、番号2の案件につきましては、関連しますことから一括して審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、6筆、賃借権設定について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人、こちらは親子関係となります。そちらから、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営の縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号4の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく、農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりでございまして、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、20年以上前に住宅を建て替え、増築した際に境界線を確認できず農地に建てられてしまっていたものを相続したところ、農地法の手続きを踏んでいなかったことが分かったため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側既存道路側溝へ放流される計画となっております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項がございます。

今回の申請は、申請人の住宅敷地の拡張であり集落にも接続しているため、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇委員。

11番委員

11番委員の〇です。担当委員として、一言申し上げます。

3月14日に、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町と〇〇町の町境に所在する農地となります。現在、〇〇〇〇さんというところが使用されているということになっております。

申請地は、20年以上前に家の建て替えと増築を行った際に、境界線等の確認ができていなかったものです。最近になって農地転用の手続きが必要だったと知り、今回申請に至ったものであります。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。

これらの点から今回の農地転用申請については、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

5番委員

5番〇〇です。

始末書の内容について、少しお聞きしたいんですけど、相続をしたということなので、その方の親御さんか何かは実際の建て替え、敷地の拡張というのはされたというお話で伺ってよろしいでしょうか。

それと、始末書にはそれ以上の、当時、どうして分からなかったのかは書いてないという

ようなことなのかなと思ったのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

親子間というところはおっしゃるとおりのところで、内容につきましては、少し読み上げさせていただきます。

始末書につきまして、該当地は20年以上前に家の建て替えを行い、増築した際に境界線等の確認を怠ってしまったため、住宅や駐車場の敷地として利用をしておりました。最近、相続の手続きをしていく中で地目が農地であり、農地転用が必要であることが判明しましたので、今回申請に至りました。今後は、このような事がないよう農地法の遵守に努めてまいりますので、今回の申請につきましては、許可していただくようお願いいたしますというような始末書の内容になっておるところです。

以上になります。

議長

ほかにございましたら。

1 番委員

別件でございますが、ただいま、この文面を見ますとまさにそのとおりです。鳥栖市内においても昔、家を建てて、農地転用の許可ばもらわんで建てた、そういう案件がまだまだたくさんあるかと思えます。そこんにきの把握については、事務局じゃ分らんのか。

議長

事務局お願いします。

事務局

正直事例として、御相談いただいてから分かることがほとんどでございますので、事前というところについては、把握ができていないところと判断しております。把握については今後、努めていきたいと思っております。

以上になります。

議長

このようなケース、恐らく市内には数えきれないほどあるのかなと思っておりますけれども、今後事務局のほうで、分かる範囲になるかと思えますけれども、時間のある限りその辺の調査、いくらかでも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ほかにございましたら。

3 番委員

今の件ですけど、地目が田で挙がりよったということは、農家台帳には挙がりよったということですか。

事務局

農地台帳には、登記地目が田、畑であれば載っている状態になります。

3番委員

そいけん、例えば生産組合長さんとかが把握しとるとかなあとと思うとばってんが。田んぼとして今年何を作るっていったときに、減反で出しよっちゃたかどうか知らんばってんが、そこはどげんしよったとかなあと、そこは疑問ですけど。自己管理とか保全管理とか、そげな感じを出してあったとかなあとと思いますが、その辺の整合性はなかなか取れんとでしよう、こっちでは。

事務局

おっしゃってある水田野帳につきましては、農林課のほう管理してあるものでもございますので、そちらとの整合性というところについては、現時点ではできていないところでございます。

以上になります。

3番委員

減反確認とかあるけん、そん中でここは駐車場になつとるねっていうのは理解してあったと思うけどね。そいけん、保全管理で出してあるこっちゃんね。その辺の横の連絡っていうのをもうちょっとでけんとかなあっていう気はしますけどね。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。一応、その件につきましては、調査関係含めて、机上でやる分はできると思いますので、航空写真というのもございますので、まずは航空写真なりで見比べて、疑わしいところは現地に行くというような調査方法でやってはどうかなと思っております。

1番委員

1番〇〇です。

航空写真は、何年ごとに撮りよるとやろか。

事務局

航空写真につきましては、固定資産税のほうからいただくような流れで聞いておりますので、あちらが5年程度に1回飛ばしてあるというようなことで聞いていたかと思っております、長くて5年から6年ではないかと想像しております。

議長

ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、18筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページから6ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転設定に係るものについて2件、18筆の申請がございました。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、インターチェンジに程近い申請地に物流センターを建てるため、農地転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、道路側は東側の水路、敷地内は南にある地下式調整池に貯水後、南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、出資意向書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、道路、鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設または

河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40%を超えているものであり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

7番〇〇でございます。担当委員として、一言申し上げます。

3月14日に会長と私、それから〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、事務局でこの現地を確認しております。

今回の申請地は〇〇町のところでございますけれども、実際はインターのすぐ側でございます。ここは、前からよつと荒地になっておりまして、いつなるやろうかと思っただけです。そのような土地でございまして、今回の申請は全部で約3町ばかりでございます。

それで、人数もここに書いてありますとおり17筆、14名ということで、ちょっと大きいですけど、そういうところでございます。

地元の区長関係、それから生産組合長、水利組合長からの同意も得てあるということでございます。

これらの点から、今回の転用申請につきましては、特に問題無いかと思っております。

以上、担当委員からの意見でございます。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号2の案件について、審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第3号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲受人の所有山林の落ち葉を堆肥として活用するための場所が必要となったため申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側水路へ放流される計画となっております。

8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番委員の○です。担当委員としまして、一言申し上げます。

3月14日に、会長と私と○○委員、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○○町に所在する農地となります。

申請者は、所有山林の落ち葉を堆肥として利用するための置場が必要となったため、転用申請されたものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。

これらの点から今回の農地転用申請については、特に問題等はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となりますが、もう一ついいですか。

事務局に確認なんですけど、これ見に行ったときにもう砂で固められとったですよ。それで、俺、始末書をもらってくれと言いましたけど、その点はどうなっていますか。

事務局

委員からの御指摘がありましたので、その日のうちに業者のほうに連絡をいたしまして、始末書のほうの提出をお願いしておりますけれども、金曜日の時点が出ていない状況でございますので、本日再度、催促をさせていただきたいと思っております。その旨をまた御報告させていただきます。よろしくお願いたします。（「お願いたします」と呼ぶ者あり）

議長

はい、ありがとうございました。ほかにございましたら。

〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。ここは、図面を見てもよく分かりませんが、山の中っちゃんか、だいぶん上のほうですか。

事務局

山の中腹ぐらいのところ、申請地のところから山が始まるようなイメージで想像していただければと思います。申請地の東側に道路が通っているような地形となっておるところです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

議長

ほかにございましたら。

よろしいですかね。

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について20件、50筆でございます。

議案第4号、番号1から番号20について、一括して審議を行います。事務局の説明を求め

ます。

事務局

それでは、7ページから13ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により20件、50筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、13ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が5万1,847.01平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が38件、4万2,466.01平方メートル、使用貸借権が12件、9,381平方メートルとなっており、総合計が50件、5万1,847.01平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきましては、設定件数は7件、地目「田」の設定面積は、4,484平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人18名、借人10名、渡人1名、受人2名、申請枚数は20枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めますが、議案第4号、番号2、番号19、番号20の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

初めに、番号2の案件について審議をいたします。〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは議案第4号、番号2の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号2の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、番号19、番号20の案件について審議を行います。〇〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは議案第4号、番号19、番号20の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号19、番号20の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

次に、議案第4号、番号2、番号19、番号20を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号2、番号19、番号20を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業における、あっせん委員の指定について1件、2筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、14ページをお願いします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、2筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料2の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置につきましては、2ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

議案第5号は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○○農業委員、○○○○○推進委員を指定したいと考えております。皆様の承認の後、あっせん委員として活動をしてい

ただくこととなります。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号の案件について、承認することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、15ページから19ページをお願いいたします。

議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部修正について御説明をいたします。

令和5年4月1日施行予定の農業委員会等に関する法律の法改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成が努力義務から必須へと変わることになります。指針の中では、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進の方法、目標の達成状況の評価の方法を定めなければならないこととなっております。

鳥栖市では、資料3の6ページから9ページにありますように、指針はすでに作成をしておりますので、今回は法改正による文言の修正や追加のみの提案となります。

資料3の、1ページから5ページをお願いいたします。

今回修正、追加した部分を赤の二重線で示しております。指針を修正するにあたり、最適化推進委員の意見を聞くことが農業委員会等に関する法律に定められており、事前に推進委員さんへの意見の聴取を行っております。

推進委員さんからは、1ページの第2の1、遊休農地の発生防止・解消について、「今まで、

農地パトロールなどによる発見にとどまっていた。耕作地がなぜそうなるのか。作業する人がいない。機械がないのでと言われてどうしようもない。早めに農業者、農業組織に有料で管理してもらおう」という御意見。それと、4ページの3の新規参入の促進について、「農家の子供は農業にいいイメージが多くないので希望者が少ないと思う。今後は非農家にも広げるべき」という御意見。ほかにも、各推進委員の委員活動に対する御意見をいただいております。

いただいた御意見は、いずれも具体的な目標に対する推進方法への御意見と受け取っております。今回の文言の修正、追加の主なものとしたしましては「人・農地プラン」を「地域計画」に修正するものでございます。また、文書構成については、今まで具体的な目標と推進方法だったものに、目標達成状況に対する評価方法を追加するといったものになっております。

このようなことから、現在お渡ししている指針の修正案につきまして、皆さんの承認を得て修正を行いたいと考えております。

以上、議案第6号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。まちかっとなら具体的に、鳥栖の言葉で、分かるやつで言うてくれると助かるばってんな。

事務局

かいつまんでお話をさせていただきますと、指針につきましては、今の委員さんが就任されたときに作成させていただいておりますので、最初に言いましたように文言の修正、もしくは追加というところで理解していただけたらというふうに事務局としては思っております。

文言の修正につきましては、今まで「人・農地プラン」という言葉でいろいろお話だったり計画とかの説明をさせていただいたものが「地域計画」という名称に変わっておりますので、そこが一番大きなところになっております。

あとは、具体的な目標と推進方法という文章が今まで項目としてあったものに、その達成状況に対する評価方法というものが文言として追加になっているところが変更点となっておりますので、特に指針の中で定めております数値や目標値などでなく、あくまでも文言が変わっています、文言が追加されてますということで御理解いただければと思うところです。

議長

はい、ありがとうございます。〇〇委員よろしゅうございますでしょうか。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

〇〇委員

3番委員

3番の〇〇ですけど、別冊資料の4ページの3番の（2）ですが、新規参入のところなんですけど、③のところ企業の農業参入等の文言がうたわれておりますが、どの程度の企業参入なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

耕作権の参入とか農地購入の参入とか色々あると思うんですけど、どういった企業の参入なのかというのを教えていただきたいと思います。積極的に参入の推進を図りますということであってありますので、どういうことかなあと。

企業が入って、農地を購入して農業をするとか農地を借りて企業が農業をするとか、色々あると思うんですけど。どの程度の推進をしていくのか、積極的と書いてあるけん。

事務局

こちらにつきましては、こちらの勉強不足で申し訳ございません、確認させていただきたいと思います。すみません、今お答えをもっておりません。

議長

この件につきましては、皆さんも情報を得たいと思ってあると思いますので、次回の定例会でもよかですか。（「情報が入り次第、また教えてください」と呼ぶ者あり）

分かりました。

はい、〇〇委員

1番委員

1番〇〇です。関連でございますが、企業の農地参入については、もう事務局に、私はどここの会社ばってんが、鳥栖の農地で作物を作りたいがという、そういう企業の話はありますか。

議長

事務局どうぞ。

事務局

耕作目的をイメージされての御質問かと思えますけど、そういったところでの御相談等はあってないところです。

議長

はい、〇〇委員

7番委員

7番〇〇です。資料の中の5ページに地域計画の目標達成って色々ありますけど、都市計画、市全体の。その計画とのかみ合わせなんかはどういうふうになっているんでしょうか。都市計画との、鳥栖市全体との。

というのが、農地の関係イコール、その一部だろうと思うんですよ、農地は。要するに住宅地とか色々ありますけど、どこを工業地域に考えてあるのか住宅地に考えているのか、先のことを計画してもらいませんと我々動けないんですよね。その辺のかみ合わせをしっかりとしてもらわんと、当然機械買うにも十年以上見越して買いますでしょう。そこが非常に問題になるんですよね。

10番委員

10番〇〇です。そうなると、要するに買い占めなんていうことがでてくるんでしょう、そういうことになってくると。

事務局

今のところ、そういった都市計画側からの具体的な申し入れっていうのはあっておりませんで、当然今、委員おっしゃたとおり今後の進め方っていうのもありますので、その辺は都市計画課のほうと連絡を密にしまして今後の計画については当然考えていくべきかなと考えております。

2番委員

すいません、2番〇〇です。都市計画の話し合いに私、参加しておりまして、小学校を基準に500メートルを開発するっっちゃうか、住宅地にする話が出ております。それと、今度出来るインターのあたりを開発するような話になっております。(発言する者あり)

事務局

今後、都市計画側からも色々な説明があると思いますので、その辺につきましては、この場を利用してまた委員の方々には御報告しながら、意見を取り入れながらうちのほうも農業委員会としまして都市計画課のほうと連絡を密にしながらその辺の調整を進めてまいりたいと考えております。

議長

はい、〇〇委員

1番委員

1番〇〇です。先ほどの意見のように、やっぱ将来は鳥栖市としてどぎゃんしたか、どぎゃん方向で行きたか、そこんにきの見解も鳥栖市としても言うてもらわないかんし、現在私たちは、農地をよそんとを一杯預かって農地を守るとが精一杯です。明るい将来に向けて市

としても農業を頑張らんかい、そういうい明るい要素を示して欲しいと思います。

先ほどのように、開発のできる場所はよかばってん。私たちは〇〇町、〇〇〇町、ずっと水害の地帯でございます。どぎゃんか後世に向けて何か暖かい、頑張らんかい、そういう指針が欲しいわけです。

以上です。

議長

分かりました。

はい、〇〇委員

3番委員

開発もよかとですけど、農業委員会のできるこことちゅうのは限られてくると思うんですけど、今後、基里地区もその開発云々という話はあっておりますが、耕作者にとっては死活問題になってくつとですよね。だけん、その辺もちょっと農業委員会のできるこことてあればですよ、是非農業者の立場となって意見を述べていただければというところで思っております。

以上です。

議長

皆さんから御意見をいただきましたけれども、この件につきましては、市の都市計画のほうとの密な協議なり情報交換等をさせていただきながら、何かあれば事務局のほうから進捗状況等をお知らせをするということによりよくお願いをしておきたいと思っております。

はい、〇〇委員

5番委員

資料3のところなんですけど、地域計画という言葉、従来の人・農地プランという名称を地域計画に改めたというようなことですよ。資料3の3ページだと、地域計画は農業委員会が作成と見直しに主体的に取り組みますという形になってますよね。それで、5ページの地域計画の第3のところだと、鳥栖市において作成された地域計画に基づきってなってますけど、ここで言う地域計画はさっきの地域計画と同じものですか。

事務局

地域計画というものの作成過程におきまして、地域計画の素案というものに農業委員会のほうが積極的に関わって作成していくこととなっております。

その素案を基に鳥栖市、農林課のほうになりますけれども、正式に地域計画というものを作成し市町村のほうで定めるという形式になっておりますので、作成段階で農業委員会のほうが主体的に取り組みをさせていただいて、作成した後につきましては市町の計画の修正等

について関わっていくという流れになっております。

5 番委員

作成名義は、最終的には鳥栖市であると。そこに農業委員会は主体的に関わって行って、その作成に影響を及ぼしていくと。さきほど、〇〇委員からもお話がありました、その中で都市計画とのすり合わせとかっていうのもしっかりやっていただかないと、やっぱりどう利用していくかというところの全体像がはっきりしないと思うので、そのあたりはしっかり計画を練り上げる段階ですり合わせが行われればいいなと思います。

意見です。

議長

はい、ありがとうございます。ほかに、ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よかですかね。それでは、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第6号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、20ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして3件、3筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、21ページ、22ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして8件、11筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、23ページ、24ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、12筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただいま事務局より報告をいたしましたけれども、各委員の皆様のお目通し方よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項で各委員の皆様から何かございましたら。

はい、〇〇委員。

2番委員

3月9日に東京のほうで女性のシンポジウムがありまして、行ってまいりました。

それで、今、話されました地域計画の話と、あと地域の委員さんがどういう活動をしているかっていうところが3件ありまして、その中で鳥取市の女性の推進委員の方が発表されたのが、農地ナビを使って農地を管理するっていう話をされまして、所有者がどこを作っているのかっていうのも分かるし、それで土地を管理できるみたいなことを言われたんですね。

それを年配の方にタブレットを教えて、それを進めていますっていう話があり、それがすごいなと思いましたのでここで発表させていただきます。(発言する者あり)

議長

事務局のほう、何かございますかね。

事務局

済みません、資料4の説明をさせていただきたいと思いますので、お手元にお開きください。

令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知により農業委員会は、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとするとなっております。この通知に基づき、別紙様式1、令和5年度最適化活動の目標の設定等を作成しております。

こちらは、今年度末の数値が必要となる項目がございますので、現時点で確定ができず網掛け、少しグレーの色になっているかと思っておりますけれども、網掛けになっている部分につきましては、4月以降に修正することがありえますので、そちらにつきましては、御了承をお願いいたします。

資料の1ページを御覧ください。

I（令和5年4月1日現在）の農業委員会の状況でございます。

まず1、農業委員会の現在の体制になります。現在の農業委員等の任期は令和5年7月19日までとなっております。次に2、農家・農地等の概要ですが、農林業センサス2020に基づき、総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数等を記載しております。また、耕地面積については、農林水産省統計に基づき1,240ヘクタールと記載しております。

2ページを御覧ください。

II最適化活動の目標でございます。

まず、目標につきましては、県が定めております農地の集積の目標年度の令和13年度までに、集積率80%としているものを設定しております。今年度の新規集積面積目標を5ヘクタールとし、令和13年度までに集積率80%を目指すこととしております。

次に、(2)遊休農地の解消、①現状及び課題でございますが、緑区分の遊休農地5.6ヘクタール、黄区分の遊休農地2.7ヘクタールの併せて8.3ヘクタールとなっております。②目標、ア既存遊休農地の解消ですが、ここは令和3年度の遊休農地の面積を基に設定するため、昨年同様、緑区分の遊休農地6ヘクタールの5分の1の面積を解消目標面積とすることから1.2ヘクタールと設定しております。イの新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生しました緑区分の遊休農地の解消目標面積はその年のうちに解消することとなっておりますことから、新規発生した面積1.7ヘクタール全てを目標面積としております。

3ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、②目標ですが、平成30年度から令和2年度の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積といたしまして11.6ヘクタールを設定しております。

2最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様一月あたり8日で設定をいたしております。(2)活動強化月間の設定目標は三月以上設定することとなっております、8月に遊休農地の解消に努め活動すること、1月に地域計画の話し合いなどに参加し農地の集積に取り組むこと、3月に農地の貸し借りの相談を受け農地の集積に取り組むこととしております。(3)新規参入相談会への参加目標ですが、新規参入相談会への参加回数を2回としており、市などで行われておりますワンストップ支援窓口へ推進委員等が参加することを目標としております。

以上、令和5年度最適化活動の目標の設定等についての御説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。何か、お尋ねありますか。

はい、〇〇委員

3番委員

くだらんことばってんが、1ページの農業委員会の現在の体制のところなんですけど、40代以下っち書いちゃっですけど、50歳未満っていうことやろう。意味は一緒でしょうか。

49歳以下っちゅうことやろう。

事務局

おっしゃるとおりです。

3番委員

表現の仕方やろうばってん、少し分かりにつかね。(発言する者あり)

議長

よろしゅうございますかね。

今の資料4について、今後分からないなどお尋ねしたい件がございましたら事務局のほうに直接連絡していただいて御質問などをしていただければということで思っております。

それでは、よろしゅうございますかね。

次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年4月20日木曜日、午前9時30分に3階の大会議室で開催する予定といたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____